

【景観アドバイザー制度】

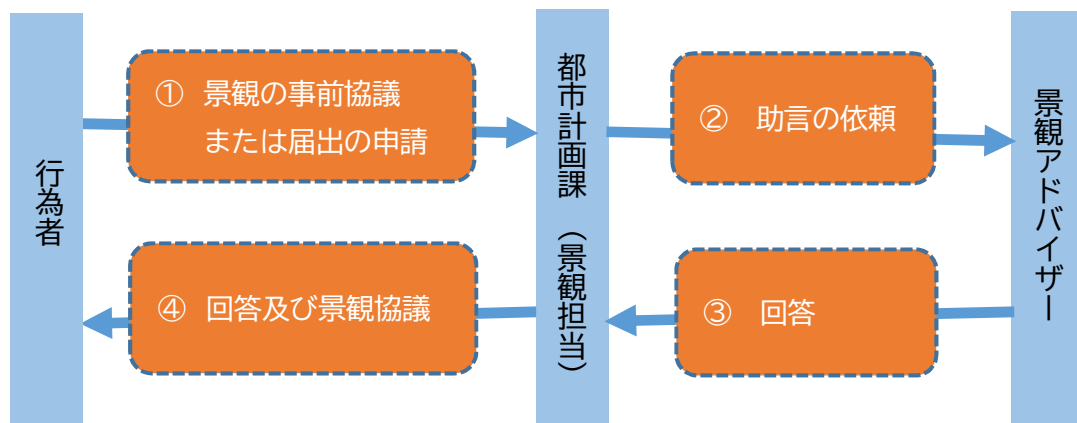
本市では、景観計画に定める事項その他良好な景観の形成を推進するため、技術的及び専門的な助言を行う景観アドバイザーを設置しております。

(越谷市景観条例第39条参照)

景観まちづくりや色彩の専門家が、景観の事前協議及び届出の内容に関して、専門的見地より助言などを行っておりますので、積極的に制度を活用し、良好な景観形成の推進にご協力をお願いいたします。

越谷市都市整備部都市計画課

■景観アドバイザーへの依頼の流れ



※通常の手続きに加えて2週間から4週間程度の期間がかかります。

■景観アドバイザーからの助言例

① 色彩について

- ・建築物等の外壁、屋根の色彩選定
⇒配色のバランス（明度彩度の対比等）を調整すること
維持管理の観点（素材等）を配慮すること
- ・外構（フェンス、ブロック）の色彩選定
⇒地域に応じた景観に配慮した色彩とすること

② 植栽計画について

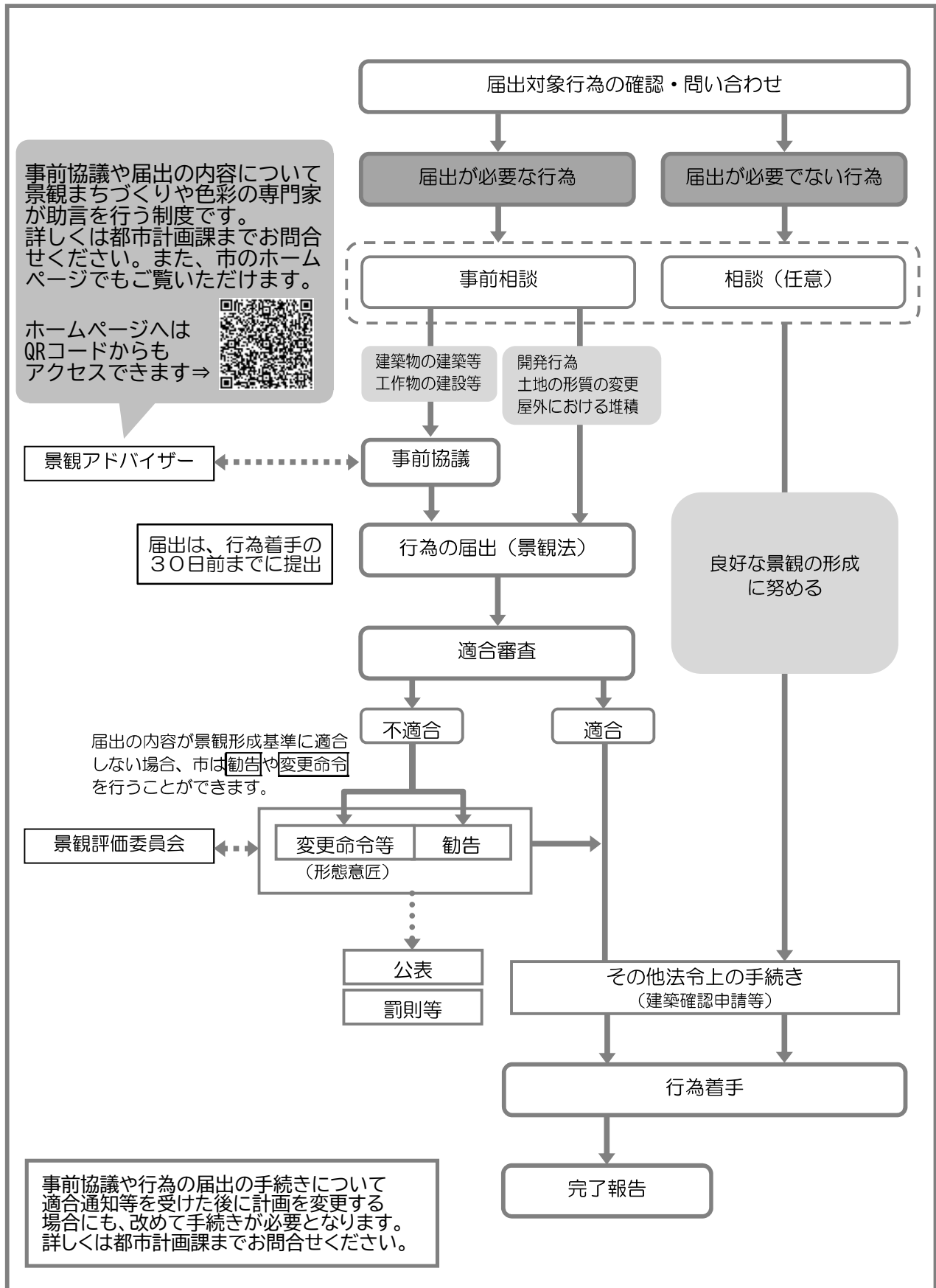
- ・植栽の配置や樹種など
⇒シンボルツリーの活用（配置と樹種）に配慮すること
埼玉県在来種や樹種（落葉、常緑、低木、地被など）の組み合わせを行うこと

③ その他の事項について

- ・設備、駐車場、ごみ置き場など
⇒道路側から見えない場所へ配置、周辺への緑化、
柵の設置などを行うこと
- ・広告物
⇒面積や個数、色彩の検討（明度彩度の調整等）を行うこと
- ・照明計画
⇒点灯調整（時間、照度等）を行うこと

※助言内容については、できる限り
計画に反映していただきますよう
ご理解ご協力をお願いいたします。

越谷市景観計画（抜粋）【届出のフロー】



※行為の届出は、当該行為に着手する日の30日前までに提出して下さい。

※景観手続きについては、上記フローのとおり、事前協議、届出、完了報告についての手続きがございます。手続きを代理者が行う場合は、委任状の添付が必要となります。そのため、手続きにより必要となる委任内容が異なりますので、ご注意ください。委任状の記載例は、下記のものを参考にしてください。

例) 景観法及び越谷市景観条例に基づく手続きの一切を委任します。

例文の委任状であれば、一連の手続きを1つの委任状として、扱うことができます。